

**第 5 期仙台市介護保険審議会  
地域包括支援センター運営委員会（第 8 回会議）議事録**

日時：平成 26 年 7 月 8 日（火）14：00～15：30

場所：仙台市役所本庁舎 2 階 第 3 委員会室

〈出席者〉

【委員】

内田裕子委員、大内修道委員、関東澄子委員、菊地りつ子委員、日下俊一委員、駒形守俊委員、鈴木きよ子委員、鈴木峻委員 以上 8 名、五十音順（長野正裕委員 欠席）

【仙台市職員】

高橋保険高齢部長、米内山高齢企画課長、草苺介護予防推進室長、宮野介護保険課長、後藤青葉区障害高齢課長、加藤宮城野区障害高齢課長、佐藤若林区障害高齢課長、小原太白区障害高齢課長、坂井介護保険課指導第二係長、阿部介護保険課管理係長、星高齢企画課在宅支援係長、千田介護予防推進室主査

〈議事要旨〉

## 1 開会

会議公開の確認→異議なし

議事録署名委員については鈴木峻委員に依頼→鈴木峻委員了承

## 2 議事

(1) 平成 26 年度地域包括支援センターの事業計画について

草苺介護予防推進室長説明（資料 1、資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3）

【質疑応答】

委員：平成 25 年度の重点取組事項はどのようになっていたか。

事務局：平成 26 年度と項目は変わらないが、平成 25 年度は第一に介護予防の推進を掲げ、認知症対策の推進、地域包括ケア体制の強化の順に記載していた。

委員：平成 26 年度の運営にあたっての基本方針が、地域包括支援センターごとに記載の仕方にばらつきがある。来年度以降仙台市からの指導はあるのか。

事務局：基本方針については、各地域包括支援センターにおける平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間の中期的な運営方針を受けるものとなっているため、今年度の記載の仕方のみを変更することは難しかったことから、ばらつきが生じた。来年度に向けては、事業計画書の様式を見直し、各地域包括支援センターの記載内容が統一されたものとなるように改善していく。

(2) 平成 26 年度地域包括支援センターの事業評価及び指導の実施について

草薙介護予防推進室長説明（資料 2、資料 2-1、資料 2-2）

宮野介護保険課長説明

【質疑応答】

委員：自己評価票と自己チェック票は全ての地域包括支援センターが記載するものなのか。

事務局：自己評価票と自己チェック票については事業評価の対象となっている地域包括支援センターが記載するものなので、全ての地域包括支援センターで記載するものではない。なお、今年度については 20 カ所で事業評価の実施を予定している。

委員：全ての地域包括支援センターで事業評価を実施するのは難しいと思うが、委託業務を適切に実施していくために、全ての地域包括支援センターで自己評価票を記載してほしい。自己評価の機会を設けることが、今後の運営方針等の設定にも活かされるはずである。

事務局：事業評価の対象となる地域包括支援センターの選定方法や対象外の地域包括支援センターへの対応については、今回の運営委員会での意見を踏まえて来年度以降検討していく。

委員：今までの事業評価はサービスを提供する側からの評価であるので、サービスを受けている側からの評価も必要ではないか。また今後そのような評価方法を取り入れる予定はあるのか。

事務局：サービスを受けている側からの評価の必要性を感じてはいるが、評価を行うための手順や方法を考えると簡単には行えないことから、来年度以降の検討事項としていく。

委員：地域包括支援センターの介護支援専門員の指導や教育はどのようになっているのか。

事務局：介護支援専門員については県で定められたカリキュラムがあるが、仙台市では保険者として介護支援専門員の資質向上のために、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所を対象とした集団指導を 2 回、スキルアップのための講習や研修会を 5 回、施設の介護支援専門員向けの研修や介護支援専門員全般を対象とした講演会を含めると、合計で年に 8 回開催し、研修の機会を設けている。

委員：地域包括支援センターは地域ごとに担当が決まっているため、利用する側が地域包括支援センターを選ぶことができないので、地域包括支援センターごとに業務や職員の質に差が出ないようにしてほしい。

事務局：職員の質の向上のために、地域包括支援センターの職員を対象とした研修会を開催するほか、各区役所では区内の地域包括支援センターの職員を集め、意見や情報の交換会を行っている。

(3) 地域包括支援センター担当圏域の見直しについて

草薙介護予防推進室長説明（資料 3、3-1、3-2）

【質疑応答】

委員：日常生活圏域と担当圏域の関係性について教えてほしい。また既に形成されている利用者と地域包括支援センターの関係性を壊さないためには、地域包括支援センターを分割するのではなく、職員増の対応が好ましいように感じる。

事務局：現在の地域包括支援センターの担当圏域は国が定める高齢者人口の基準を基本とし、日常生活圏域を踏まえながら設定している。また、仙台市では現行と同様に来年度以降も中学校区を日常生活圏域とする方針である。今回は基本の方針を示したところであり、今後も利用者や地域包括支援センターの双方にとって最善となるような担当圏域の見直しを検討していく。

委員：今後高齢者人口の増加が見込まれており、地域包括ケアシステムの構築が一層求められているが、その中核を担うであろう地域包括支援センターが不足している。予算の兼ね合いもあるだろうが、地域包括支援センターの増設には前向きに検討してほしい。

事務局：今までの地域包括支援センターの実績から、地域包括ケアシステムの構築においても地域包括支援センターの活躍が期待されている。今後も関係部局等との議論を重ね、増設についても検討していく。

### 3 その他

委員長：その他として、委員の皆様からご意見等はあるか。

委員：地域包括支援センターの認知度に地域差があるように感じる。各地域包括支援センターが開催するイベントにおいて参加者がほとんど集まらない地域もある。周知が徹底されているほかの地域包括支援センターから、周知の方法等の取り組みを教えてもらう等の、地域包括支援センター同士の交流の場が必要なのではないだろうか。

事務局：地域包括支援センターごとに業務への取り組み方が様々なことから、認知度においても差が出ているように思う。市としてもそのような交流の場を設け、他の地域包括支援センターの取り組みの仕方の情報を提供するなど、地域包括支援センターの質の向上に繋がるように積極的に努めていく。

委員：地域包括支援センターでは利用の有無に関わらず、担当圏域内の高齢者の名前や住所などの情報を把握しているのだろうか。また災害時に援助を求めたいときはどのようにしたらよいのか。

事務局：行政では住民基本台帳で個人情報把握しているが、個人情報保護の観点から地域包括支援センターにすべての高齢者の情報を提供してはいない。また災害時の

援護体制については、災害時要援護者として事前に登録して頂くと、地域の民生委員や地域包括支援センターをはじめとする地域団体が災害時に安否や被災状況を確認する制度がある。

委員：東日本大震災の時は地域包括支援センターの方の支援が非常に大きかった。今後は見守り等をお願いするだけでなく、地域住民の自助について力添えを頂きたい。

事務局：高齢者をはじめとする地域住民に資するように、まずは地域との関係づくりから取り組んでいきたいと思う。

草薙介護予防推進室長説明（参考1，参考2）

次回の具体的な日時等については、委員長と協議し、後日文書にてご連絡する。

#### 4 閉会